

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

幼保一体化ワーキンググループ開かれる

10月14日子ども・子育て新システム会議が開催されました。全日本私立幼稚園連合会からは、入谷政策委員長が出席し、別紙の内容の意見陳述を行いました。

会議での主な雰囲気は、幼稚園・保育所の現場を混乱させるのではなく、お互いの文化の違い、歴史的な経緯を十分に踏まえて制度設計を行い、移行に際しても現場に混乱を生じないよう十分な期間を設けることが必要であるという意見が主流を占めました。

ただ、会議自体はこども園を制度設計することを前提として開催されており、今後、幼保の問題を真剣に議論するべきという方向性が確認されました。この会議の論点が、別紙のように示されました。

会議の最後に、小田豊委員から、「こども園という名称が一人歩きし、全ての施設をこども園という形態に一元化するように捉えられて現場が混乱している。教育機関の位置付けは多様な形態が認められることに重要な意義があり、今まで築かれてきた幼稚園・保育所という形態をできる限り維持しながら、幼児教育の視点からコアにしなければならない基準など施設の多様性と教育の質の向上という両面を保障し議論すべきである」と発言され、委員会の多くの賛同を得た。

また、NPO法人マミーズ・ネットの金山理事は、地方の実態として幼稚園に入るか保育所に入るかを同じ目線で親が選択している実態があり、制度の違いによって補助制度に違いがあることの矛盾を指摘されました。

全国知事会は、幼児教育からの教育の重要性を述べられ、市長会・町村会も財源の問題などを含めて慎重な議論の展開が要望されました。

概要としては、すべての子どもに等しく公費が投入される仕組みの重要性が確認され、次回以降に、具体的な制度の検討が始まることになりました。

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にご連絡ください。

[今号は4枚]

平成 22 年 10 月 14 日

子ども・子育て新システムの「幼保一体化」に関する意見

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 入谷幸二

1. 幼児教育・幼稚園教育の教育法体系上の位置づけを堅持すべき

教育は、人間ひとりひとりの生涯における自己実現達成の基盤を培う役割を担うと共に、ひとりひとりの人間力を高め、優れた社会の担い手を育む役割も果たしています。

天然資源に乏しいわが国が今後も持続的に発展していくためには、教育とりわけ人間の生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の更なる充実が必要不可欠です。「人づくりは、国づくり」「人づくりは、地域社会づくり」。幼児教育の基盤整備・強化は、国や地域社会の永続的発展の重要要素のひとつです。

平成 22 年 6 月 18 日閣議決定においても、『すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の基点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に取り組む』と明確に示されています。

上記の観点からすれば、生涯教育の基点としての幼児期の教育(教育基本法第 11 条)、並びに、幼児期の教育のコアである『義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼稚園教育』(学校教育法第 22 条)は、教育基本法及び学校教育法等の教育法体系において今後とも確固として位置付けられるべき(とりわけ学校教育法第 1 条において)と思います。

2. 幼稚園教育の最低基準(幼稚園設置基準第 2 条)は幼稚園教育のナショナルミニマムとして維持されるべき

質の高い幼児教育を保障するためには、幼稚園教育の最低基準(幼稚園設置基準第 2 条)はナショナルミニマムとして維持されるべきと考えます。

3. 待機児童解消にも寄与する子育て支援・社会保障的機能の充実に向けての私立幼稚園の取り組みと過大な財政負担の回避

～幼稚園の本来の役割は、日々の幼児教育の実践と不断の充実向上に向けての研鑽に努めることですが、待機児童解消ひいては少子化対策の観点から、私立幼稚園における人材や施設いわゆる社会的資源を「子育て支援さらには社会保障的機能にも活用してほしい」という時代の要請にも真摯に向き合い、実効性のある活動に取り組んできております。～

◎預かり保育や認定こども園制度の拡充

価値観の多様化、生活様式の多様化、働き方の多様化に対応して、乳幼児のいる世帯への子育て支援や社会保障機能のあり方も多様性が求められており、幼稚園における預かり保育や認定子ども園制度もこの要請に応えるものであります。改善を要する側面も少なからずありますが、保護者の「選択の自由」を保障する観点からは、これらの制度を推進すべきと考えます。

預かり保育や認定こども園（とりわけ幼稚園型）の拡充は、過大な財政負担を回避しつつ待機児童解消に寄与すると共に、雇用の確保にも資する政策であると認識いたしております。

預かり保育や認定こども園の活用を通し、学童保育の役割も担える可能性があります。

4. ワークライフバランスの推進により、両立支援や子育て支援策を保育園や幼稚園に過度に依存する「施設万能主義」から脱却すべき⇒過大な財政負担の回避にも寄与

「多様性」や「選択の自由」は、大人の都合のために確保されるものではなく、あくまでも子どもの最善の利益、子どもの基本的人権（幸福追求権、生存権、学習権、教育を受ける権利）を保障するために確保されるべきものです。

この観点からすれば、子育て支援を保育園や幼稚園に過度に依存する「施設万能主義」から脱却し、ワークライフバランスの推進による「家族で過ごす時間」「地域で過ごす時間」の確保や充実に求める施策の推進を要望いたします。

例えば、育児休業・時短の拡張、その期間の収入補填施策、病児の看護休暇の拡張とその間の収入補填施策、対象者の拡張（父、母、祖父母、おじおば、等の三親等以内の親族、近隣や父母の職場の知人、保育ママ等）等、さまざまな人々による支え合いの輪を活用すべきと考えます。

5. 多様な事業主体の参入をめざす指定制度の導入によって、幼稚園や保育園の「認可制度」の制度趣旨が没却されることの無いようにシステム構築すべき

6. 私学助成は今後とも機関補助として維持されるべき⇒質の維持向上や小規模園の存続を図る観点から政策誘導的補助は必要不可欠

7. 保育料等の設定については地域の実情や各園の多様性に応じた設定が可能になるような弾力的なシステムにすべき

8. 「幼保一体化」は、それぞれの「文化」を統合する営み。⇒国民的議論（熟議）を尽くすべき

幼保一体化は、就学前段階の乳幼児の保育・教育制度の大変革を目指すものでまさに国家百年の体系の土台部分の構築作業であり、国民的な中・長期的課題です。

幼稚園も保育園もそれぞれに一世紀を超える歴史を有し、独自の「文化」を形成し今日に至っています。幼保一体化は、それぞれの「文化」を統合する営みであります。

現場において、子ども、保護者、教職員が混乱をきたさないよう、将来に禍根を残さないよう、透明で慎重な国民的論議を尽くすこと、まさに「熟議」が今こそ求められています。

こども園（仮称）の主要論点（案）

1. 幼保一体化の目的

2. こども園（仮称）の基本的位置づけ

- (1) 学校教育法・子ども・子育て新システム等におけるこども園（仮称）の位置づけ
 - ・学校教育法における学校としての位置づけ
 - ・児童福祉法における児童福祉施設としての位置づけ
 - ・社会福祉法における第2種社会福祉事業としての位置づけ
 - ・子ども・子育て新システムにおける位置づけ
- (2) 多様な形態のあり方（3歳以上児の短時間利用のみの施設、3歳未満児の利用のみの施設等）

3. こども園（仮称）の具体的な制度設計

- (1) 所轄庁
- (2) 設置・廃止の手続
- (3) 指導監督
- (4) 評価・情報公開
- (5) 設置基準
- (6) 国における所管
- (7) 経過措置の在り方
- (8) その他
 - ・職員の身分、認定こども園からの移行 等